

(その1)

収支報告書 (令和 3 年分)

- (ふりがな) (じゅうみんしゅとうちばけんだいななせんきょくしゅ)
- 政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部
 - 主たる事務所の所在地 流山市おおたかの森北1-5-2 セレーナおおたかの森2階
 - 代表者の氏名 齋藤 健
 - 会計責任者の氏名 安藤 辰生

問合せ先
 (担当者) 安藤辰生
 (電話) 04-7190-5271



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____
 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※該当箇所「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党

その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体

その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 齋藤 健

公職の種類 衆議院議員
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

520
 1/20

定内郵資国全領N
 解後窓N N 県N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 T 1/28

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	133	054	972	
① (前年からの繰越額)	24	129	692	
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	108	925	280	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	100	760	701	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))	32	294	271	

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↗

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A	1	967	000	
員 数			1	222

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附 〔うち特定寄附〕	8,573,436	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法人その他の団体からの寄附	13,703,400	
(ウ) 政治団体からの寄附	55,617,500	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ) 〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	77,894,336	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
イ 政党匿名寄附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	77,894,336	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部			200,000		R3. 2. 24	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 4. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 6. 8	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 7. 30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			15,000,000		R3. 10. 15	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 10. 29	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 12. 10	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			500,000		R3. 12. 10	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部			2,000,000		R3. 12. 24	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党千葉県大網白里市第一支部			20,000		R3. 10. 11	大網白里市大網155	
自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部			100,000		R3. 10. 13	千葉市美浜区高州1-9-7-2	
自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部			100,000		R3. 10. 13	千葉市中央区中央4-12-12	
自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部			100,000		R3. 10. 15	千葉市中央区市場町2-13	
自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部			100,000		R3. 10. 17	八千代市大和田新田310	
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100,000		R3. 10. 18	千葉市中央区新田町14-5	
こ の 頁 の 小 計			28,220,000				
合 計							F

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100,000		R3. 10. 19	千葉市中央区新田町14-5	
自由民主党千葉県富津市第一支部			10,000		R3. 10. 22	富津市金谷2180	
自由民主党千葉県茂原市第一支部			10,000		R3. 10. 23	茂原市早野2130	
自由民主党千葉県支部連合会			600,000		R3. 10. 18	千葉市中央区市場町2-13	
こ の 頁 の 小 計			720,000				
合 計			28,940,000				

(その6)

(6) その他の収入						
摘 要	金 額				収 入 年 月 日	備 考
	十億	百万	千	円		
車両事故保険金支払い			119,967		R3. 11. 19	東京海上日動火災保険(株)
こ の 頁 の 小 計			119,967			
1 件 10 万 円 未 満 の も の			3,977			
合 計 G			123,944			

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				118,	056		流山市三輪野山1-1007	会社役員	
				9,	838	R3. 1. 14			
				9,	838	R3. 2. 12			
				9,	838	R3. 3. 12			
				9,	838	R3. 4. 14			
				9,	838	R3. 5. 14			
				9,	838	R3. 6. 14			
				9,	838	R3. 7. 14			
				9,	838	R3. 8. 13			
				9,	838	R3. 9. 14			
				9,	838	R3. 10. 14			
				9,	838	R3. 11. 12			
				9,	838	R3. 12. 14			
800		この頁の小計		118,	056				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		澁谷 孝			115,380		流山市木848	会社役員
		(内訳)			9,615	R3. 1. 14		
					9,615	R3. 2. 12		
					9,615	R3. 3. 12		
					9,615	R3. 4. 14		
					9,615	R3. 5. 14		
					9,615	R3. 6. 14		
					9,615	R3. 7. 14		
					9,615	R3. 8. 13		
					9,615	R3. 9. 14		
					9,615	R3. 10. 14		
					9,615	R3. 11. 12		
					9,615	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			115,380			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		金子 文雄			120,000		流山市古間木54-3 運B192街区7	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		澤田 良雄			120,000		流山市中野久木572-10	企業コンサルタント
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
					10,000	R3. 2. 12		
					10,000	R3. 3. 12		
					10,000	R3. 4. 14		
					10,000	R3. 5. 14		
					10,000	R3. 6. 14		
					10,000	R3. 7. 14		
					10,000	R3. 8. 13		
					10,000	R3. 9. 14		
					10,000	R3. 10. 14		
					10,000	R3. 11. 12		
					10,000	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		海老原 義雄			120,000		流山市加3-1-6	会社役員
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
					10,000	R3. 2. 12		
					10,000	R3. 3. 12		
					10,000	R3. 4. 14		
					10,000	R3. 5. 14		
					10,000	R3. 6. 14		
					10,000	R3. 7. 14		
					10,000	R3. 8. 13		
					10,000	R3. 9. 14		
					10,000	R3. 10. 14		
					10,000	R3. 11. 12		
					10,000	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		千代田 晴夫			30,000		流山市南流山8-21-3	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
800		この頁の小計			30,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		岡本 直司			120,000		東京都荒川区南千住7-15-27-501	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		安藤 重吉			120,000		流山市西深井99	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		戸部 源房			120,000		流山市野々下1-350	自営業	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市おおたかの森南1-25-2-B-1111	会社役員	
				10,000	R3. 1. 14				
				10,000	R3. 2. 12				
				10,000	R3. 3. 12				
				10,000	R3. 4. 14				
				10,000	R3. 5. 14				
				10,000	R3. 6. 14				
				10,000	R3. 7. 14				
				10,000	R3. 8. 13				
				10,000	R3. 9. 14				
				10,000	R3. 10. 14				
				10,000	R3. 11. 12				
				10,000	R3. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		洞下 英人			120,000		流山市鱈ヶ崎16-1	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市思井487-6	無職	
				10,000	R3. 1. 14				
				10,000	R3. 2. 12				
				10,000	R3. 3. 12				
				10,000	R3. 4. 14				
				10,000	R3. 5. 14				
				10,000	R3. 6. 14				
				10,000	R3. 7. 14				
				10,000	R3. 8. 13				
				10,000	R3. 9. 14				
				10,000	R3. 10. 14				
				10,000	R3. 11. 12				
				10,000	R3. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		宮田 一成			110,000		流山市南流山7-1-14	会社役員
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
					10,000	R3. 2. 12		
					10,000	R3. 3. 12		
					10,000	R3. 4. 14		
					10,000	R3. 5. 14		
					10,000	R3. 6. 14		
					10,000	R3. 7. 14		
					10,000	R3. 9. 14		
					10,000	R3. 10. 14		
					10,000	R3. 11. 12		
					10,000	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			110,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	菊地 憲悦			50,000		流山市美原4-230-5	会社役員	
	(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
				10,000	R3. 2. 12			
				10,000	R3. 3. 12			
				10,000	R3. 4. 14			
				10,000	R3. 5. 14			
800	この頁の小計			50,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		豊嶋 光枝			120,000		流山市西初石2-90-1	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		西川 誠之			70,000		流山市向小金4-12-16	団体役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
800		この頁の小計			70,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		渡邊 美津子			120,000		流山市西平井2-5-2	無職	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		松田 佐一郎			120,000		流山市三輪野山3-16-1	会社役員	
		(内訳)			60,000	R3. 3. 22			
					60,000	R3. 9. 21			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		栗根 哲二			120,000		野田市山崎730-6	会社役員
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
					10,000	R3. 2. 12		
					10,000	R3. 3. 12		
					10,000	R3. 4. 14		
					10,000	R3. 5. 14		
					10,000	R3. 6. 14		
					10,000	R3. 7. 14		
					10,000	R3. 8. 13		
					10,000	R3. 9. 14		
					10,000	R3. 10. 14		
					10,000	R3. 11. 12		
					10,000	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前記特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		吉田 俊一			120,000		松戸市小金203	団体役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市河原塚421-35	会社役員	
				10,000	R3. 1. 14				
				10,000	R3. 2. 12				
				10,000	R3. 3. 12				
				10,000	R3. 4. 14				
				10,000	R3. 5. 14				
				10,000	R3. 6. 14				
				10,000	R3. 7. 14				
				10,000	R3. 8. 13				
				10,000	R3. 9. 14				
				10,000	R3. 10. 14				
				10,000	R3. 11. 12				
				10,000	R3. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	並木 幸雄			120,000		松戸市小金原4-31-1	無職
	(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
				10,000	R3. 2. 12		
				10,000	R3. 3. 12		
				10,000	R3. 4. 14		
				10,000	R3. 5. 14		
				10,000	R3. 6. 14		
				10,000	R3. 7. 14		
				10,000	R3. 8. 13		
				10,000	R3. 9. 14		
				10,000	R3. 10. 14		
				10,000	R3. 11. 12		
				10,000	R3. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		大川 高明			120,000		松戸市八ヶ崎5-30-11	自営業	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		眞嶋 英子			70,000		松戸市新松戸3-3-2 A-411	薬剤師	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
800		この頁の小計			70,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		流山市中野久木374	会社役員	
				10	000	R3. 1. 14			
				10	000	R3. 2. 12			
				10	000	R3. 3. 12			
				10	000	R3. 4. 14			
				10	000	R3. 5. 14			
				10	000	R3. 6. 14			
				10	000	R3. 7. 14			
				10	000	R3. 8. 13			
				10	000	R3. 9. 14			
				10	000	R3. 10. 14			
				10	000	R3. 11. 12			
				10	000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計		120	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	齋藤 國春			120,000		松戸市根本186-2	会社役員
	(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
				10,000	R3. 2. 12		
				10,000	R3. 3. 12		
				10,000	R3. 4. 14		
				10,000	R3. 5. 14		
				10,000	R3. 6. 14		
				10,000	R3. 7. 14		
				10,000	R3. 8. 13		
				10,000	R3. 9. 14		
				10,000	R3. 10. 14		
				10,000	R3. 11. 12		
				10,000	R3. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	佐々木 勤			120,000		松戸市新松戸7-7 B-403	会社役員
	(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
				10,000	R3. 2. 12		
				10,000	R3. 3. 12		
				10,000	R3. 4. 14		
				10,000	R3. 5. 14		
				10,000	R3. 6. 14		
				10,000	R3. 7. 14		
				10,000	R3. 8. 13		
				10,000	R3. 9. 14		
				10,000	R3. 10. 14		
				10,000	R3. 11. 12		
				10,000	R3. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		岡進			120,000		松戸市稔台1-8-21	医師	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		綿貫 善弘			120,000		野田市上花輪1189-17	団体役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		大野 博道		120,000			野田市中里561	会社役員	
		(内訳)		10,000		R3. 1. 14			
				10,000		R3. 2. 12			
				10,000		R3. 3. 12			
				10,000		R3. 4. 14			
				10,000		R3. 5. 14			
				10,000		R3. 6. 14			
				10,000		R3. 7. 14			
				10,000		R3. 8. 13			
				10,000		R3. 9. 14			
				10,000		R3. 10. 14			
				10,000		R3. 11. 12			
				10,000		R3. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		西野 芳達			120,000		松戸市新松戸3-1-2-1509	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		古橋 一郎			120,000		野田市小山2893	会社役員
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14		
					10,000	R3. 2. 12		
					10,000	R3. 3. 12		
					10,000	R3. 4. 14		
					10,000	R3. 5. 14		
					10,000	R3. 6. 14		
					10,000	R3. 7. 14		
					10,000	R3. 8. 13		
					10,000	R3. 9. 14		
					10,000	R3. 10. 14		
					10,000	R3. 11. 12		
					10,000	R3. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	岡田 真吾			70,000		野田市船形2145-1	会社役員
	(内訳)			10,000	R3. 2. 12		
				20,000	R3. 3. 12		
				10,000	R3. 4. 14		
				10,000	R3. 5. 14		
				10,000	R3. 6. 14		
				10,000	R3. 7. 14		
800	この頁の小計			70,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		埜 善光			120,000		千葉県美浜区高浜6-6-2	会計士	
		(内訳)			10,000	R3. 1. 14			
					10,000	R3. 2. 12			
					10,000	R3. 3. 12			
					10,000	R3. 4. 14			
					10,000	R3. 5. 14			
					10,000	R3. 6. 14			
					10,000	R3. 7. 14			
					10,000	R3. 8. 13			
					10,000	R3. 9. 14			
					10,000	R3. 10. 14			
					10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		池沢 弘至			120,000		野田市中里464	会社役員
		(内訳)			60,000	R3. 3. 31		
					60,000	R3. 9. 30		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120,000			神奈川県 鎌倉市植木425-1-902	会社役員		
				10,000	R3. 1. 14					
				10,000	R3. 2. 12					
				10,000	R3. 3. 12					
				10,000	R3. 4. 14					
				10,000	R3. 5. 14					
				10,000	R3. 6. 14					
				10,000	R3. 7. 14					
				10,000	R3. 8. 13					
				10,000	R3. 9. 14					
				10,000	R3. 10. 14					
				10,000	R3. 11. 12					
				10,000	R3. 12. 14					
800		この頁の小計		120,000						
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		吉野 寛治			600,000		埼玉県越谷市越ヶ谷5-3-3	会社役員	
		(内訳)			50,000	R3. 1. 14			
					50,000	R3. 2. 12			
					50,000	R3. 3. 12			
					50,000	R3. 4. 14			
					50,000	R3. 5. 14			
					50,000	R3. 6. 14			
					50,000	R3. 7. 14			
					50,000	R3. 8. 13			
					50,000	R3. 9. 14			
					50,000	R3. 10. 14			
					50,000	R3. 11. 12			
					50,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			600,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		門田 典久			20,000		高知県 高知市神田498-3	会社役員	
		(内訳)			10,000	R3. 11. 12			
					10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計			20,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
森 茂子			120,000		R3. 1. 6	流山市流山5-34-1	会社役員	
中山 文男			120,000		R3. 1. 15	流山市思井640	団体役員	
渡辺 数樹			120,000		R3. 1. 18	流山市流山2-102	弁護士	
鶴巻 武則			120,000		R3. 1. 22	流山市古間木315-10	会社役員	
岡田 隆治			120,000		R3. 5. 28	流山市江戸川台東3-12-17	会社役員	
浅野 茂太郎			120,000		R3. 6. 3	松戸市幸田5-120	会社役員	
三村 奈奈			120,000		R3. 8. 16	松戸市仲井町1-10-3	会社役員	
木下 力夫		1,000,000			R3. 9. 4	横浜市保土ヶ谷区藤塚町11-1-501(神奈川県)	会社役員	
田坂 義明			100,000		R3. 9. 7	松戸市中金杉3-156-2	無職	
熊本 忠夫			300,000		R3. 10. 13	流山市江戸川台西2-7	会社役員	
大河原 毅			200,000		R3. 10. 18	東京都港区六本木1-3-20 ホームマットプレジデント140	会社役員	
松野 豊			30,000		R3. 10. 18	船橋市飯山満町3-110-85	団体役員	
大原 浩史			120,000		R3. 11. 9	松戸市新松戸4-50-301	会社役員	
風見 正達			120,000		R3. 11. 11	野田市瀬戸13	会社役員	
関口 義雄			120,000		R3. 11. 11	野田市瀬戸1-7	会社役員	
この頁の小計			2,830,000					
その他の寄附								
合計								

※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
伊藤 和子			120,000		R3. 12. 14	流山市北37	団体役員	
江崎 眞一			1,000,000		R3. 12. 28	東京都目黒区下目黒5-21-1-430	会社役員	
この頁の小計			1,120,000					
その他の寄附			10,000					
合計			8,573,436					

※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。
 (4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)秋元	117,360		流山市流山2-108	秋元 浩司	
		(内訳)	9,780	R3. 1. 14			
			9,780	R3. 2. 12			
			9,780	R3. 3. 12			
			9,780	R3. 4. 14			
			9,780	R3. 5. 14			
			9,780	R3. 6. 14			
			9,780	R3. 7. 14			
			9,780	R3. 8. 13			
			9,780	R3. 9. 14			
			9,780	R3. 10. 14			
			9,780	R3. 11. 12			
			9,780	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	117,360			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マツヤ	420,000		流山市加2-16-5	古坂 稔	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			300,000	R3. 10. 13			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	420,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)初石鋳金	120,000		流山市江戸川台西2-7	熊本 忠夫	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)大橋	126,040		流山市三輪野山744-13	大橋 照司	
		(内訳)	9,670	R3. 1. 14			
			9,670	R3. 2. 12			
			9,670	R3. 3. 12			
			9,670	R3. 4. 14			
			9,670	R3. 5. 14			
			9,670	R3. 6. 14			
			9,670	R3. 7. 14			
			9,670	R3. 8. 13			
			9,670	R3. 9. 14			
			9,670	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 10. 19			
			9,670	R3. 11. 12			
			9,670	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	126,040				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ケー・アンド・アイ	120,000		柏市柏3-4-25 KCビル	坂巻 龍治	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(宗)浄観寺	120,000		流山市西深井353	渡会 顕	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000		
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)坂巻葬祭店	120,000		流山市西初石2-6-17	坂巻 仁志	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		サンコーテクノ(株)	120,000		流山市南流山3-10-16	洞下 英人	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マルタカ	120,000		流山市西深井大塚1028-23	高橋 啓治	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		コシバシステムサービス(株)	120,000		流山市西初石4-1411-56	伊部 厚隆	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)三和興産	120,000		流山市江戸川台西2-296	湯浅 博之	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000		
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)初石サンシャインゴルフ	120,000		流山市東初石1-74-3	豊嶋 裕美子	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(有)新登交通	120,000		流山市南74-6		坂井 重敏	
	(内訳)	10,000	R3. 1. 14				
		10,000	R3. 2. 12				
		10,000	R3. 3. 12				
		10,000	R3. 4. 14				
		10,000	R3. 5. 14				
		10,000	R3. 6. 14				
		10,000	R3. 7. 14				
		10,000	R3. 8. 13				
		10,000	R3. 9. 14				
		10,000	R3. 10. 14				
		10,000	R3. 11. 12				
		10,000	R3. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	三生不動産商事(株)	120,000		流山市東初石1-89-3	貝塚 幸和	
	(内訳)	60,000	R3. 1. 8			
		60,000	R3. 7. 9			
800	この頁の小計	120,000				
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)西仲	120,000		流山市平和台3-1-1-506	岡本 光雄	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(株)武蔵野調剤薬局	130,000		流山市南流山4-1-16	金井 直明	
		120,000	R3. 1. 25			
		10,000	R3. 10. 30			
800	この頁の小計	130,000				
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(株)京和ガス	120,000		流山市江戸川台東1-254	海老原 新蔵	
	(内訳)	60,000	R3. 1. 25			
		60,000	R3. 7. 6			
800	この頁の小計	120,000				
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		太陽ハウス(株)	420,000		松戸市新松戸1-204	岩橋 成行	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			300,000	R3. 10. 19			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	420,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		山藤運送(有)	120,000		松戸市幸田5-413	田居 照康	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		東洋エレベータ工業(株)	120,000		松戸市松戸新田24-12	鈴木 康司	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	専門学校 日本国際ITカレッジ		120,000		松戸市小金59	店橋 純子	
	(内訳)		10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)イサカエンタープライズ	120,000		松戸市上本郷86	井坂 勝則	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)松本測量設計事務所	120,000		松戸市幸田3-142-3	松本 晃次	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ソレイユ・リビング・テック	120,000		松戸市新松戸3-208-1	岩橋 淑行	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)協和デンタル・ラボラトリー	120,000		松戸市新松戸3-260-1	木村 健二	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(医社)山浩会	120,000		松戸市八ヶ崎6-56-12	山下 茂一	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マーケットバンク	130,000		東京都台東区台東4-5-7	岡山 憲史	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 4			
			10,000	R3. 2. 1			
			10,000	R3. 3. 1			
			10,000	R3. 3. 31			
			10,000	R3. 4. 28			
			10,000	R3. 5. 28			
			10,000	R3. 6. 29			
			10,000	R3. 7. 30			
			10,000	R3. 8. 31			
			10,000	R3. 9. 30			
			10,000	R3. 10. 29			
			10,000	R3. 11. 29			
			10,000	R3. 12. 30			
800		この頁の小計	130,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ダブリュータクシー	140,000		松戸市栄西1344-1	野村 徳康	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			20,000	R3. 10. 19			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	140,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)ト一エイ	120,000		松戸市大金平5-421-1	田嶋 元雄	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)たむら	120,000		松戸市金ヶ作408-182	田村 誠一郎	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)アテスエ	120,000		松戸市幸田1-161	反橋 忍	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)山喜	120,000		松戸市新松戸1-199	土屋 和久	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		流山タクシー(有)	120,000		流山市加1-20-25	関 文男	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)藤田土木	220,000		松戸市六高台2-125	藤田 雅久	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			100,000	R3. 10. 19			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	220,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)美山	120,000		船橋市葛飾町2-340	大山 一	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)東光ハウス		120,000		松戸市久保平賀382-14	大川 隆永	
	(内訳)		10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)在宅支援総合ケアサービス	120,000		千葉県稲毛区稲毛東2-14-12	依田 和孝	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		TOYプロジェクト(株)	130,000		松戸市常盤平5-27-3-1304	豊島 利治	
		(内訳)	120,000	R3. 2. 15			
			10,000	R3. 10. 22			
8	0	0	この頁の小計	130,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	矢吹社会保険労務士事務所	120,000		松戸市小金原6-8-9-305		矢吹 昌史	
	(内訳)	10,000	R3. 1. 14				
		10,000	R3. 2. 12				
		10,000	R3. 3. 12				
		10,000	R3. 4. 14				
		10,000	R3. 5. 14				
		10,000	R3. 6. 14				
		10,000	R3. 7. 14				
		10,000	R3. 8. 13				
		10,000	R3. 9. 14				
		10,000	R3. 10. 14				
		10,000	R3. 11. 12				
		10,000	R3. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		株オカダテックス	120,000		野田市上三ヶ尾261-9	岡田 茂	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	丸川タクシー(有)		130,000		野田市中里764	小川 貴大	
	(内訳)		10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 10. 19			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8 0 0	この頁の小計		130,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)タツザキ	120,000		野田市桐ヶ作306-11		立崎 一郎	
	(内訳)	10,000	R3. 1. 14				
		10,000	R3. 2. 12				
		10,000	R3. 3. 12				
		10,000	R3. 4. 14				
		10,000	R3. 5. 14				
		10,000	R3. 6. 14				
		10,000	R3. 7. 14				
		10,000	R3. 8. 13				
		10,000	R3. 9. 14				
		10,000	R3. 10. 14				
		10,000	R3. 11. 12				
		10,000	R3. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)相澤モータース	120,000		野田市中里574	相澤文夫	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000		
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)関信商事	120,000		野田市東宝珠花171	鶴岡 辰弥	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)岡部	120,000		野田市春日町12-5	岡部 成行	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)木の城たいせつ	120,000		北海道札幌市東区北48条東19丁目2-5	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)創建	120,000		大阪府大阪市中央区淡路町3-5-13	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ノーユー社	140,000		東京都港区西新橋2-19-4	門田 典久	
		(内訳)	20,000	R3. 1. 14			
			20,000	R3. 2. 12			
			20,000	R3. 3. 12			
			20,000	R3. 4. 14			
			20,000	R3. 5. 14			
			20,000	R3. 6. 14			
			20,000	R3. 7. 14			
800		この頁の小計	140,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)藤商	120,000		埼玉県吉川市高富1-9-2	加藤 陽寿	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)spanro・アンド・サン	120,000		東京都港区三田2-7-7	瀬川 岳則	
		(内訳)	10,000	R3. 1. 14			
			10,000	R3. 2. 12			
			10,000	R3. 3. 12			
			10,000	R3. 4. 14			
			10,000	R3. 5. 14			
			10,000	R3. 6. 14			
			10,000	R3. 7. 14			
			10,000	R3. 8. 13			
			10,000	R3. 9. 14			
			10,000	R3. 10. 14			
			10,000	R3. 11. 12			
			10,000	R3. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		フレスコツナ(株)	660,000		千葉県花見川区幕張本郷1-3-33-402	吉田 哲章	
		(内訳)	100,000	R3. 2. 26			
			10,000	R3. 7. 30			
			10,000	R3. 8. 31			
			10,000	R3. 9. 30			
			500,000	R3. 10. 18			
			10,000	R3. 10. 29			
			10,000	R3. 11. 30			
			10,000	R3. 12. 29			
800		この頁の小計	660,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ヤマシタ	120,000		東京都港区三田1-4-28	山下 和洋	
		(内訳)	60,000	R3. 1. 22			
			60,000	R3. 11. 30			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)ヨコヤマ	1,500,000		東京都品川区平塚1-7-7	横山 善司	
		(内訳)	500,000	R3. 1. 12			
			1,000,000	R3. 11. 25			
8	0	0	この頁の小計	1,500,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)アンツ			120,000	R3. 1. 14	松戸市根本7-10	山野井 章	
(有)石山運輸倉庫			120,000	R3. 1. 22	野田市岡田315	石山 隆一	
(株)中原建築設計事務所			120,000	R3. 2. 25	松戸市久保平賀392-2	中原 光男	
(有)ハイブリッジ			120,000	R3. 3. 22	松戸市小金458-50	高橋 清	
(株)バイオマテリアルイントウキョウ			100,000	R3. 7. 26	福岡県大野城市川久保1-3-22	泉 可也	
赤星工業(株)			200,000	R3. 9. 28	市原市八幡海岸通5-4	赤星 健一	
(株)リプレイス			120,000	R3. 9. 30	東京都足立区綾瀬2-13-11	栗秋 景介	
(株)アンプロモーション			100,000	R3. 10. 6	東京都港区赤坂1-5-2	黒岩 初美	
一社)日本チェーンドラッグストア協会			300,000	R3. 10. 15	横浜市港北区新横浜2-5-10 (神奈川県)	池野 隆光	
(株)サイサンガステクノ			200,000	R3. 10. 18	さいたま市大宮区桜木町1-11-5 (埼玉県)	川本 武彦	
松戸工業連合会			500,000	R3. 10. 18	松戸市松飛台176-8	堀井 猛志	
(株)飛翔工業			100,000	R3. 10. 18	松戸市稔台3-38-2	豊島 秀徳	
(株)六和建設工業			100,000	R3. 10. 19	松戸市旭町3-846	中村 博	
(株)東海住宅建設			500,000	R3. 10. 20	野田市岩名2015-63	遠藤 博一	
(有)佐藤不動産			100,000	R3. 10. 25	野田市山崎2718	佐藤 元彦	
この頁の小計			2,800,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

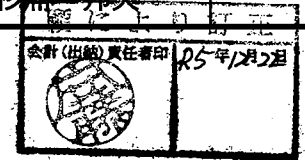
政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(医) 清志会			100,000	R3. 10. 25	松戸市小金きよしヶ丘2-7-10	小西 真理	
リンベル(株)			100,000	R3. 10. 27	東京都中央区日本橋3-13-6	東海林 秀典	
三愛ブレイン(株)			200,000	R3. 10. 28	東京都港区西新橋3-8-3	三浦 健佑	
(株)フルハシ商事			100,000	R3. 10. 29	野田市小山2893	古橋 一郎	
(有) サンワールド			200,000	R3. 11. 15	流山市鱒ヶ崎16-2	洞下 英人	
ハドラスホールディングス(株)			120,000	R3. 12. 7	松戸市松飛台322-1	山本 英明	
この頁の小計			820,000				
その他の寄附			1,020,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			13,703,400				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)					寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
さいとう健君に夢を託す会		10,000	000	000	R3. 4. 9	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤健	
さいとう健君に夢を託す会		10,000	000	000	R3. 6. 24	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤健	
さいとう健君に夢を託す会		10,000	000	000	R3. 9. 2	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤健	
さいとう健君に夢を託す会		10,000	000	000	R3. 9. 27	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤健	
さいとう健君に夢を託す会		10,000	000	000	R3. 10. 15	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤健	
水月会			697	500	R3. 8. 26	東京都千代田区永田町2-17-7-705	鴨下 一郎	
水月会		1,000	000	000	R3. 6. 18	東京都千代田区永田町2-17-7-705	鴨下 一郎	
水月会		1,000	000	000	R3. 10. 13	東京都千代田区永田町2-17-7-705	鴨下 一郎	
千葉県医師連盟松戸支部			240	000	R3. 5. 19	松戸市西馬橋幸町13 早稲田ビル2F	和座 一弘	
千葉県医師連盟松戸支部			500	000	R3. 10. 19	松戸市西馬橋幸町13 早稲田ビル2F	和座 一弘	
千葉県歯科医師連盟			100	000	R3. 9. 22	千葉市美浜区新港32-17	宮吉 正人	
千葉県宅建政治連盟			300	000	R3. 10. 19	千葉市中央区中央港1-17-3	貝川 和正	
TKC千葉政経研究会 TKC全国政経研究会			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区新宿2-5-3 8階	秋葉 芳秀 坂本 友司	
TKC齋藤健後援会			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区新宿2-5-3 8階	秋葉 芳秀	
千葉県薬剤師連盟			100	000	R3. 10. 20	千葉市中央区問屋町9-2	杉浦 邦夫	
この頁の小計		54,137	500			東京都千代田区永田町2-1 軽子坂MNCビル4F		
その他の寄附								
合計								



→ ※ 下記注意(2)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。



(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
林業経営者 林政会	十億 百万 千 円 100,000	R3. 10. 19	東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9階	速水 亨	
千葉県石油政治連盟	1,000,000	R3. 10. 19	千葉市中央区中央港1-13-1	穴倉 久直	
全友会	300,000	R3. 10. 20 21	東京都千代田区麹町5-1 NK真和ビル2階	春日 克之	
この頁の小計	1,400,000				
その他の寄附	80,000				
合計	55,617,500				

→ ※ 下記注意(2)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目	金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備 考	
	十億	百万	千	円			十億
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費		41,993	698				
(2) 光 熱 水 費		221	703				
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		5,924	801				
(4) 事 務 所 費		7,020	957				
小 計 (1)～(4)		55,161	159				
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費		1,764	935				
(2) 選 挙 関 係 費		16,605	652				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		23,155	905				
(内訳)							
ア 機関紙誌の発行事業費							
イ 宣伝事業費							
ウ 政治資金パーティー開催事業費							
エ その他の事業費							
(4) 調 査 研 究 費		171	950				
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		3,901	100		3,900,000		
(6) そ の 他 の 経 費							
小 計 (1)～(6)		45,599	542		うち本部・支部間の交付金合計 3,900,000円		
合 計		100,760	701		←1の小計と2の小計の合計を記載すること。		

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照)

団体区分	個別に記載する金額	経費費内訳書(その14)	支出明細書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金結集団・選挙会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電気代			10,268	R3. 1. 22	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,479	R3. 2. 26	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,460	R3. 3. 31	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,518	R3. 4. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,480	R3. 7. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,306	R3. 8. 26	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,762	R3. 9. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			12,516	R3. 10. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,620	R3. 11. 30	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,905	R3. 12. 24	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
この頁の小計			110,314				
その他の支出			111,389				
合計			221,703				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			28,493	R3. 1. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			27,074	R3. 2. 8	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			40,430	R3. 3. 8	富士ゼロックス東京(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			33,734	R3. 4. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			23,056	R3. 5. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			30,064	R3. 6. 7	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			27,410	R3. 7. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			28,551	R3. 8. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			39,209	R3. 9. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			18,899	R3. 10. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			12,006	R3. 11. 8	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			12,734	R3. 12. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
この頁の小計			321,660				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			13,201	R3. 3. 29	キノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			10,021	R3. 8. 26	キノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			19,465	R3. 9. 29	キノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			20,732	R3. 10. 29	キノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			19,061	R3. 11. 30	キノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
ガソリン代			11,280	R3. 1. 23	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			22,617	R3. 3. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			32,254	R3. 8. 27	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			12,427	R3. 9. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			95,317	R3. 10. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			86,308	R3. 12. 8	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
この頁の小計			342,683				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
ガソリン代			26,296	R3. 1. 22	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			27,349	R3. 2. 26	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			28,350	R3. 3. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			15,511	R3. 4. 26	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			16,996	R3. 5. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			23,014	R3. 6. 23	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			51,415	R3. 7. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			55,693	R3. 8. 26	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			50,764	R3. 9. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			66,478	R3. 10. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			82,165	R3. 11. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			42,836	R3. 12. 27	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
この頁の小計			486,867				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
アスクル利用代金			10,201	R3. 1. 22	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			43,899	R3. 2. 26	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			43,407	R3. 3. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			16,542	R3. 4. 26	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			19,723	R3. 5. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			19,066	R3. 7. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			18,201	R3. 8. 26	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			35,150	R3. 9. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			105,325	R3. 10. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			36,893	R3. 11. 30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
車両修理代			70,180	R3. 5. 25	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	
事務所使用車車検代			120,300	R3. 6. 25	(株)初石鋳金	流山市東初石2-204	
この頁の小計			538,887				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		備考
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
	十億	百万	千円				
印刷代			42,060	R3. 1. 27	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			143,680	R3. 2. 24	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			100,180	R3. 6. 24	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			104,810	R3. 8. 4	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			216,420	R3. 8. 27	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			313,840	R3. 9. 27	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			573,760	R3. 10. 27	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			81,400	R3. 10. 28	株33工房	柏市藤ヶ谷新田169-4	振込
印刷代			15,730	R3. 12. 22	大槻デザインング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
この頁の小計			1,591,880				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
車両修理代			21,010	R3. 1. 25	(株)初石鋳金	流山市東初石2-204	
住宅地図			38,610	R3. 1. 13	(株)ゼンリン	松戸市新松戸1-243	
ユニフォーム代			354,992	R3. 2. 18	サクセスプランニング(株)	千代田区内神田3-23-8 (東京都)	
タイヤ交換			40,000	R3. 2. 17	オートボックス	市川市鬼高3-3	
ソフトウェア代			12,900	R3. 1. 4	(株)ワンダーシェアソフトウェア	東京都千代田区東神田2-10-9	
広報版杭			10,560	R3. 4. 14	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
リース車両買取			35,870	R3. 6. 23	(株)トヨタレンタリース千葉	千葉市美浜区新港57	振込
パソコン代			113,193	R3. 5. 29	デル・テクノロジーズ(株)	神奈川県川崎市幸区堀川町580	
什器購入			33,034	R3. 7. 29	(株)トーエイ	松戸市大金平5-412-1	
住宅地図			33,000	R3. 7. 30	(株)ゼンリン	松戸市新松戸1-243	振込
パソコン代			112,800	R3. 7. 11	(株)ビックカメラ	東京都豊島区東池袋1-6-7	
OA備品			25,140	R3. 7. 11	(株)ビックカメラ	東京都豊島区東池袋1-6-7	
車両修理代			11,880	R3. 8. 26	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	
この頁の小計			842,989				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
車両修理代			28,820	R3. 8. 26	(有) 伊原自動車販売	流山市思井367	
文具			10,790	R3. 7. 21	ジェットブライス	さいたま市大宮区下町2-1-1(埼玉県)	
消耗品			30,192	R3. 8. 30	(株)セキチュー	群馬県高崎市倉賀野町4531-1	
文具			30,127	R3. 10. 15	(株)竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1	
車両修理代			221,881	R3. 12. 27	(有) 伊原自動車販売	流山市思井367	
車両修理代			124,025	R3. 12. 27	(有) 伊原自動車販売	流山市思井367	
街頭備品			19,800	R3. 9. 13	ワークマンプラス	柏市十余二404-81	
事務所備品			32,780	R3. 9. 15	(株)ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
事務所消耗品			38,368	R3. 9. 11	(株)ビバホーム	さいたま市浦和区上木崎1-13-1(埼玉県)	
事務所消耗品			13,736	R3. 9. 13	ロイヤルホームセンター(株)	大阪市西区阿波座1-5-16(大阪府)	
事務所備品			10,980	R3. 9. 25	楽天グループ(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1	
ソフトウェア代			12,980	R3. 9. 23	(株)ビックカメラ	東京都豊島区東池袋1-6-7	
事務所備品			33,880	R3. 9. 25	(株)ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
この頁の小計			608,359				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
パソコン代			169,800	R3. 9. 23	(株)ビックカメラ	東京都豊島区東池袋1-6-7	
文具			37,672	R3. 9. 6	(株)シモジマ松戸店	松戸市小金241-2	
事務所消耗品			13,826	R3. 8. 30	(株)トレジャー・ファクトリー	東京都千代田区神田練塀町3	
広報版杭			29,700	R3. 10. 6	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
事務所消耗品			16,293	R3. 10. 15	コーナン商事(株)	大阪市淀川区西宮原2-2-17(大阪府)	
事務所消耗品			13,002	R3. 10. 17	(株)ビバホーム	さいたま市浦和区上木崎1-13-1(埼玉県)	
街頭備品			14,900	R3. 10. 14	(株)新川屋	流山市加6-1305	
事務所備品			29,568	R3. 10. 29	(株)セキチュー	群馬県高崎市倉賀野町4531-1	
タイヤ交換			41,358	R3. 9. 29	オートボックスおたかの森	栃木県宇都宮市宮の内2-1300	
この頁の小計			366,119				
その他の支出			825,357				
合計			5,924,801				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
事務所家賃			254,630	R3. 1. 22	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 2. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 3. 29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 4. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 5. 25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 6. 23	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 7. 29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 8. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 9. 29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 10. 28	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 11. 30	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R3. 12. 24	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
この頁の小計			3,055,560				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			49,500	R3. 1. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 2. 26	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 3. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 4. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 5. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 6. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 7. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 8. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 9. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 10. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 11. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R3. 12. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			594,000				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			42,000	R3. 1. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 2. 26	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 3. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 4. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 5. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 6. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 7. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 8. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 9. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 10. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 11. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R3. 12. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			504,000				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話代			16,960	R3. 1. 22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			15,173	R3. 2. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			18,485	R3. 3. 29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			15,552	R3. 4. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			15,307	R3. 5. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,105	R3. 6. 23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			15,609	R3. 7. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,369	R3. 8. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			14,577	R3. 9. 29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			21,302	R3. 10. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			27,826	R3. 11. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			18,079	R3. 12. 24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			36,624	R3. 10. 15	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
この頁の小計			249,968				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピーリース料			14,364	R3. 1. 22	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R3. 2. 26	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R3. 3. 29	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R3. 4. 26	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R3. 5. 25	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R3. 6. 23	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			17,556	R3. 8. 26	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			26,004	R3. 8. 27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
この頁の小計			129,744				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
火災報知器交換			114,400	R3. 2. 26	太陽ハウス(株)	松戸市新松戸1-204	振込
事務所使用車車検代			92,230	R3. 2. 26	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	
事務所使用車自動車税			34,500	R3. 5. 25	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			12,900	R3. 5. 25	流山市役所財政部市民税課	流山市平和台1-1-1	
賠償保険料			83,510	R3. 5. 25	(株)エレブエンタープライズ	松戸市高塚新田1-3	振込
事務所使用車任意保険料			45,620	R3. 6. 7	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
レンタルサーバー更新料			25,080	R3. 6. 23	GMOグローバルサインホールディングス(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1	振込
事務所使用車任意保険料			59,490	R3. 7. 29	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所使用車車検代			210,700	R3. 8. 26	(株)初石钣金	流山市東初石2-204	
事務所使用車任意保険料			39,110	R3. 9. 29	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所使用車任意保険料			54,780	R3. 11. 30	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
事務所使用車車検代			92,640	R3. 12. 1	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	
この頁の小計			864,960				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
自動車リース料			37,290	R3. 1. 18	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
自動車リース料			37,290	R3. 2. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
自動車リース料			37,290	R3. 3. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
自動車リース料			37,290	R3. 4. 19	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
自動車リース料			37,290	R3. 5. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
自動車リース料			37,290	R3. 6. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引き落とし
この頁の小計			223,740				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
郵便代			12,000	R3. 2. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			18,000	R3. 3. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			25,850	R3. 3. 11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			21,840	R3. 4. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			14,194	R3. 4. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			18,276	R3. 4. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			12,432	R3. 7. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			27,804	R3. 7. 12	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			29,711	R3. 7. 12	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			16,212	R3. 8. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			27,216	R3. 10. 12	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			30,156	R3. 12. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			253,691				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
政治資金監査料			11,000	R3. 3. 5	税理士 竹内 修	船橋市南本町1-16-24	振込
宅急便代			57,860	R3. 11. 25	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
パソコンソフト更新料			12,320	R3. 12. 15	トレンドマイクロ(株)	東京都渋谷区代々木2-1-1	
宅急便代			10,461	R3. 12. 15	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
NHK受信料			24,740	R3. 12. 27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計			116,381				
その他の支出			1,028,913				
合計			7,020,957				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		組織対策費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
会費	十億	百万	千	円	R3. 4. 1	社) 千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-5	振込
会費			20,000		R3. 5. 7	日本盆栽協会流山支部	流山市平和台1-6-5	
会費			15,000		R3. 7. 12	石井準一後援会	茂原市下永吉964-2	
会費			20,000		R3. 7. 7	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			30,000		R3. 7. 5	千葉おかみさん会	千葉市中央区中央3-4-13	
土産			20,000		R3. 12. 10	(株)高島屋	柏市末広町3-16	
食事代			40,866		R3. 9. 5	一の糸	松戸市殿平賀68-1	
会費			32,832		R3. 10. 15	社) 千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-5	振込
食事代			20,000		R3. 11. 1	中国家庭料理 聚	流山市西平井2-15	
			15,750					
この頁の小計			214,448					
その他の支出			609,305					
合計			823,753					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		渉外費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
宿泊代			13,600	R3. 3. 16	ホテルルートイン野田	野田市鶴奉14-1
タクシー代			15,550	R3. 8. 31	国際自動車(株)	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-29-2
宿泊代			67,376	R3. 9. 26	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			75,776	R3. 10. 7	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			29,700	R3. 10. 7	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			19,800	R3. 10. 15	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			19,800	R3. 10. 19	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			14,850	R3. 10. 31	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			29,700	R3. 11. 2	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森	流山市おおたかの森西1-2-6
宿泊代			74,250	R3. 11. 2	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
この頁の小計			360,402			
その他の支出			580,780			
合計			941,182			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(選挙事務所費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
家賃	十億 百万 千 円 330,000	R3. 8. 31	(株)松栄	松戸市新松戸3-35		
駐車場代	33,000	R3. 9. 13	(有)川津産業	松戸市新松戸2-116		
駐車場代	60,000	R3. 9. 13	高橋洋美	松戸市新松戸北2-7-2		
神宮玉串料	50,000	R3. 10. 5	香取駒形神社	松戸市幸田3-160		
祭員玉串料	20,000	R3. 10. 5	香取駒形神社	松戸市幸田3-160		
政見放送	830,000	R3. 10. 19	千葉テレビ放送(株)	千葉市中央区都町1-1-25		
宿泊代	19,800	R3. 10. 27	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森	流山市おおたかの森西1-2-6		
事務所備品	436,216	R3. 10. 29	(株)トーエイ	松戸市大金平5-412-1		
宿泊代	21,300	R3. 10. 30	東横INNつくばエクスプレス流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6		
神棚御霊抜き儀式	20,000	R3. 11. 3	香取駒形神社	松戸紙幸田3-160		
ガソリン代	37,382	R3. 11. 11	(有)根戸屋商店	流山市流山6-800-17	振込	
この頁の小計	1,857,698					
その他の支出	126,534					
合計	1,984,232					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
寄付金	十億	百万	千	円	R3. 9. 17	齋藤 健	流山市南流山1-19-7-407
寄付金					R3. 11. 16	齋藤 健	流山市南流山1-19-7-407
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷・通信費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
電話回線使用料	十億	百万	千	円	R3. 12. 27	(株)トーエイ	松戸市大金平5-412-1	
届出政党用はがき郵送代			63	154	R3. 10. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
届出政党用ビラ新聞折り込み代			102	312	R3. 10. 21	(株)読売IS	東京都中央区日本橋人形町3-9-1	
届出政党用はがき郵送代			144	595	R3. 10. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
届出政党用はがき郵送代			17	577	R3. 10. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代			23	436	R3. 11. 1	(株)33工房	柏市藤ヶ谷新田169-4	
電話レンタル料			297	000	R3. 11. 11	(有)BOX	愛媛県松山市朝生田町5-3-34	
電話代			55	660	R3. 11. 24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーナス	
届出政党用ビラ印刷代			16	097	R3. 11. 8	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
届出政党用ポスター印刷代			330	000	R3. 11. 8	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
届出政党用はがき印刷代			532	400	R3. 11. 8	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
			220	000				
この頁の小計			1,802	231				
その他の支出			18	299				
合計			1,820	530				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)						項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (備品・リース料)
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考	
	十億	百万	千	円					
神棚工事代			67	870	R3. 9. 28	(株)丹澤工務店	松戸市小金原7-34-27		
備品レンタル代			1,397	825	R3. 11. 19	(株)トーエイ	松戸市大金平5-412-1	振込	
政党車リース料			745	030	R3. 11. 9	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8		
政党車看板作成料			143	000	R3. 11. 9	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8		
レンタカー代			418	000	R3. 11. 9	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8		
この頁の小計			2,771	725					
その他の支出			60	672					
合計			2,832	397					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
印刷代			13,420	R3. 1. 5	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			59,810	R3. 1. 21	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			60,180	R3. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			104,520	R3. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			109,100	R3. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			305,210	R3. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			378,710	R3. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			26,440	R3. 3. 31	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			121,650	R3. 3. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			121,650	R3. 3. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			17,300	R3. 4. 13	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			24,410	R3. 4. 14	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			668,050	R3. 4. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計			2,010,450				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額 <small>十億 百万 千 円</small>		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	20,055		R3. 4. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	118,310		R3. 5. 14	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	18,740		R3. 5. 25	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	24,070		R3. 6. 16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	103,510		R3. 6. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	103,510		R3. 6. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	20,880		R3. 7. 9	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	20,880		R3. 7. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	14,450		R3. 8. 10	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	20,890		R3. 8. 27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	40,990		R3. 8. 27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	46,380		R3. 9. 6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代	52,180		R3. 9. 6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計	604,845					
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別票とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別票として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
印刷代			63,460	R3. 9. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			248,110	R3. 12. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			47,910	R3. 12. 29	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			5,112,250	R3. 10. 5	(株)JTBコミュニケーションデザイン	東京都港区芝3-23-1
印刷代			363,370	R3. 3. 27	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1
印刷代			627,000	R3. 6. 15	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11 振込
この頁の小計			6,462,100			
その他の支出			57,990			
合計			9,135,385			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
発送費			850	598	R3. 1. 5	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16 振込
発送費			663	387	R3. 1. 28	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16 振込
発送費			191	595	R3. 1. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			40	150	R3. 1. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			31	609	R3. 1. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			32	120	R3. 1. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			201	879	R3. 2. 10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			334	611	R3. 2. 10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			497	637	R3. 2. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			70	518	R3. 2. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			225	665	R3. 2. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			256	347	R3. 2. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			53	728	R3. 2. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
この頁の小計			3,449	844			
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
発送費			77,784	R3. 2. 17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			52,780	R3. 2. 17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			40,606	R3. 2. 18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			12,800	R3. 2. 18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			183,204	R3. 2. 18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			24,528	R3. 2. 18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			45,440	R3. 2. 19	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			84,780	R3. 2. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			18,330	R3. 2. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			12,936	R3. 2. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			131,208	R3. 2. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			21,520	R3. 2. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			84,414	R3. 2. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
この頁の小計			790,330			
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円			
発送費			41,832	R3. 2. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			105,645	R3. 2. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			31,025	R3. 2. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			226,050	R3. 2. 26	ソル・セールズプロモーション(株)	流山市加1-1569	振込
発送費			150,111	R3. 3. 11	(株)ジーエムピー	東京都千代田区神田神保町1-13	振込
発送費			1,111,660	R3. 4. 27	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費			68,433	R3. 5. 20	(株)ジーエムピー	東京都千代田区神田神保町1-13	振込
発送費			22,338	R3. 6. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			28,728	R3. 6. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			27,636	R3. 6. 6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			381,500	R3. 7. 16	ソル・セールズプロモーション(株)	流山市加1-1569	振込
発送費			1,094,465	R3. 9. 27	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費			272,752	R3. 9. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			3,562,175				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
発送費	十億	百万	千	円	R3. 9. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			10,293		R3. 9. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			30,498		R3. 9. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			189,002		R3. 9. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			30,386		R3. 9. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			41,464		R3. 9. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			446,979		R3. 9. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			94,973		R3. 9. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			635,778		R3. 10. 1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			479,283		R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			12,720		R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			46,080		R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			40,932		R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			77,616		R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			2,136,004					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
発送費			86,900	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			53,684	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			84,000	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			93,660	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			24,370	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			151,215	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			370,104	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			99,036	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			15,040	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			326,048	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			82,018	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			31,416	R3. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			345,680	R3. 10. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			1,763,171				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
発送費			139,080	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			209,349	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			60,152	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			22,988	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			242,429	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			18,240	R3. 10. 7	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			91,632	R3. 10. 8	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			18,168	R3. 10. 8	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			17,108	R3. 10. 8	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			14,700	R3. 10. 9	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			496,314	R3. 10. 11	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			169,360	R3. 10. 11	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			109,468	R3. 10. 11	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			1,608,988				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
発送費			256,221	R3. 10. 11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			91,918	R3. 10. 15	(株)ジーエムピー	東京都千代田区神田神保町1-13 振込
発送費			285,890	R3. 11. 26	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F
この頁の小計			634,029			
その他の支出			75,979			
合計			14,020,520			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(書籍購入費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
書籍代	十億	百万	千	円	R3. 11. 9	アマゾンジャパン (同)	東京都目黒区下目黒1-8-1	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交付金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
交付金			100	000	R3. 3. 4	自由民主党千葉県千葉市緑区第一支部	千葉市緑区あすみが丘3-51-10	
交付金			1	000	000	R3. 8. 23	自由民主党野田市支部	野田市吉春836 振込
交付金			1	000	000	R3. 10. 13	自由民主党流山支部	流山市南流山4-8-1105 振込
交付金			1	000	000	R3. 10. 13	自由民主党松戸市支部	松戸市和名戸ヶ谷1045 振込
交付金			300	000	R3. 12. 10	自由民主党野田市支部	野田市吉春836 振込	
交付金			500	000	R3. 12. 10	自由民主党野田市第一支部	野田市吉春836 振込	
この頁の小計			3,900	000				
その他の支出			1	100				
合計			3,901	100				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
交付金			100,000		R3. 3. 16	自由民主党千葉県千葉市緑区第一支部	千葉市緑区あすみが丘3-51-10	
交付金			1,000,000		R3. 8. 23	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	
交付金			1,000,000		R3. 10. 13	自由民主党流山支部	流山市南流山4-8-1105	
交付金			1,000,000		R3. 10. 13	自由民主党松戸市支部	松戸市和名戸ヶ谷1045	
交付金			300,000		R3. 12. 10	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	
交付金			500,000		R3. 12. 10	自由民主党野田市第一支部	野田市吉春836	
この頁の小計			3,900,000					
合 計			3,900,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 4 月 28 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 安藤 辰生



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和4年4月27日

自由民主党千葉県第七選挙区支部

支部長 齋藤 健 殿

登録政治資金監査人

竹内

修司

登録番号 第1939号

研修修了年月日 平成21年6月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第七選挙区支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、千葉県流山市おおたかの森北1-5-2セレーナおおたかの森2階 自由民主党千葉県第七選挙区支部の主たる事務所にて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第七選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、自由民主党千葉県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間において、同様である。

以上